

山梨大学教育学部附属教育実践総合センター利用内規

制定 平成28年5月11日

(趣旨)

第1条 この内規は、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター（以下、「センター」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(利用の範囲)

第2条 センターを利用できる範囲は、山梨大学教育学部附属教育実践総合センター規程第4条に掲げる事業を行う場合とする。

2 前項のほか、センター長が必要と認めた教育及び研究に利用できるものとする。

3 センターで利用できる施設・設備は次のとおりとする。

(1) 授業研究演習室

(2) センターに関わるネットワーク及びこれに附属する機器

(3) その他の施設・設備

(利用資格)

第3条 センターを利用できるのは、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) センター研究員

(2) センター研究協力者

(3) 本学教育学域、教育学研究科及び教育学部の職員及び職員の許可を得た学生

(4) 本学教育学域、教育学研究科及び教育学部が催す講習会、研究会等への参加者

(5) その他センター長が適当と認めた者

(利用の申請等)

第4条 センターを利用しようとする者は、所定の利用申請書をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告等)

第5条 センター長は、利用に係る事項について、利用者に報告を求めることができる。

(利用の取消等)

第6条 センター長は、利用者がこの規則に違反し、又はセンターの運営に支障を生じさせるおそれがあるときは、その利用の承認を取消し、又はその利用を停止させることができる。

(損害の補填)

第7条 センターの建物・備品等を利用者が故意又は過失により破損又は紛失したときは、利用者はセンター長の指示に従って速やかに現状に復さなければならない。ただし、センター長がやむを得ない事由と認めた場合は、この限りではない。

(経費の負担)

第8条 センター長は、当該利用に係る経費の負担を利用申請手続者に求めることができる。

(雑則)

第9条 この内規を改正しようとするときは、センター運営委員会の議を経なければならない。

2 この内規に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議に基づきセンター長が別に定める。

附 則

1 この内規は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

- 2 山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター利用内規（平成 27 年 6 月 10 日制定）は、廃止する。